

役員報酬等に係る支給基準

(福) 恵友会

常勤役員の報酬月額

役 位	報 酬	調整手当
理事長	1,000,000円以内の額	報酬月額の100分の12以内を乗じて得た額
理 事	500,000円以内の額	報酬月額の100分の12以内を乗じて得た額

※使用人兼務理事（施設長、事務局長など、職員としての職位を兼務している者）については、この表の他、別に定める職員賃金規程による。

非常勤役員の報酬

名 称	報 酬
理事会出席等	謝金として1人1回につき5,000円以内
監事監査指導	謝金として1人1回につき10,000円以内

※理事会出席等の報酬には、理事業務の報酬を含む。

常勤役員の賞与

支給額	所定の基準日における常勤役員の報酬月額に100分の400を乗じて得た額とする。ただし、当該常勤役員の業績を考慮し、100分の150を乗じて得た額を超えない範囲で、これを増額し、または減額することができる。
基準日	6月支払賞与は6月1日、12月支払賞与は12月1日とする。
減額等	次の各号の一に該当する場合には、賞与を減額または支給しないことがある。 (1) 法人の信用を傷つけ、または法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。 (2) 法人の経営状況が悪化したとき。 (3) その他前各号に準ずる事由により、理事長が諮問する評議員会の過半数が減額ないし不支給を適当と承認したとき。

評議員の報酬

名 称	報 酬
評議員会出席等	謝金として1人1回につき5,000円以内

※評議員会出席等の報酬には、評議員業務の報酬を含む。

役員等及び評議員の旅費等

宿泊費	報 酬
実費 (20,000円以内)	実費